

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金には、昭和 37 年 12 月に加入手続を行い、保険料は欠かさず納付しており、45 年 10 月からは、付加保険料も納付した。昭和 47 年 12 月 14 日に同年 1 月から 12 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料 10,200 円を区役所で納付したのに、社会保険庁の年金記録では、同年 4 月から 12 月までの付加保険料が納付とされておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、10 年以上にわたり付加保険料も納付済みである。

また、申立人は、申立期間当時の支出を月ごとに記録した帳面を所持しているところ、この帳面の昭和 47 年 12 月の欄には国民年金保険料 10,200 円を納付したことが記載されており、申立人が納付したとする金額 10,200 円は、申立期間を含む 47 年 1 月から同年 12 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料額と一致する上、申立期間の前後の期間については付加保険料も納付済みとされている。

さらに、申立人の昭和 45 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料は、社会保険庁のオンライン記録では、定額保険料のみの記録であったところ、社会保険事務所の特殊台帳では付加保険料を含めて納付済みと記録されていたことから、平成 21 年 5 月 28 日に付加保険料を含めた納付に記録訂正されており、申立人の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の船員保険の被保険者の資格について、資格取得日を昭和19年7月11日、資格喪失日を同年8月1日とする届出を行ったことが認められることから、A船舶（B社）における申立人の資格の得喪に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年7月の標準報酬月額は、45円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和3年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和19年6月ごろから同年9月ごろまで

昭和19年6月ごろ、B社所属のA船舶にC港又はD港から乗船した。同年7月30日若しくは31日にE地にて同船舶は魚雷を受けて沈没したため、F地に上陸した。F地では軍の業務に従事し、同年9月にG港へ戻り、A船舶乗組員の解散式があった。他の船舶に乗船していた期間についての船員保険の被保険者記録はあるが、A船舶の船員保険の記録がないので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿にA船舶の船員保険被保険者名簿は無く、また、社会保険庁が保管する申立人に係る船員保険被保険者台帳においてもA船舶及び申立期間に係る船員保険被保険記録の記載は無い。

しかしながら、B社の後継事業所であるH社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票において、申立期間のうち、昭和19年7月11日から同月31日までのA船舶における被保険者資格に係る記録が確認できる。

また、申立人は、「A船舶は昭和19年7月30日若しくは31日に魚雷を受けて沈没し、何とか助かった。」と具体的に供述しており、これは、H社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票の記録とおおむね一致していることから、申立人は同船舶に乗船したと推認できる。

さらに、社会保険庁が保管する同僚一人の船員保険被保険者台帳において、

昭和 19 年 7 月 8 日から同年 8 月 1 日までの A 船舶の被保険者記録が確認できる。

加えて、H 社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票に記載されている期間のうち、A 船舶以外の三船舶の船員保険被保険者期間について、社会保険事務所が保管する船員保険被保険者名簿の被保険者記録とおおむね一致していることから、同社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票の A 船舶の記録は、申立人が同船舶に乗船し、船員保険に加入していたことを記録しているものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 19 年 7 月 11 日に A 船舶で船員保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

また、昭和 19 年 7 月の標準報酬月額については、H 社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票から 45 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月ごろから同年 7 月 10 日までの期間及び同年 8 月 1 日から同年 9 月ごろまでの期間については、社会保険事務所及び H 社に申立人が A 船舶に乗船したとする記録は見当たらないことから、当該期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和42年3月及び同年4月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和42年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和55年12月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間②の申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和56年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務については、履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月31日から同年5月1日まで
② 昭和55年12月31日から56年1月1日まで

昭和37年10月にA社に入社し、平成13年9月まで同社及び関連会社であるC社に勤務した。退職するまで継続して勤務していたことに間違いはない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社員台帳、雇用保険の記録、同僚の厚生年金保険記録から、申立人が継続してA社からC社に勤務し(昭和42年5月1日にA社B支社からC社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和42年2月のA社B支社に係る社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、社員台帳、雇用保険の記録から、申立人が継続してC社からA社に勤務し（昭和56年1月1日にC社からA社D支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和55年11月のC社に係る社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届により、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から50年12月まで

社会保険庁の記録では、昭和49年8月から50年12月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、会社を退職後直ちに国民年金の加入手続を行い、金融機関及び区役所窓口で国民年金保険料を納付していた記憶がある。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和51年1月に払い出されていることが推認できるところ、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録において、申立人の国民年金被保険者の資格取得日は昭和51年1月13日であることが確認でき、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 436

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 47 年 4 月 1 日から 53 年 10 月 15 日まで A 事業所に B として勤務した。昭和 47 年 7 月 1 日からは C 共済組合に加入しているが、47 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの同事業所での臨時的任用期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 県の保管する人事履歴書により、申立人が申立期間に A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D 県及び A 事業所の担当者は、「現在は臨時的任用で採用した者は厚生年金保険に加入させるようになっている。当時も加入させていたとは思いますが詳しいことはわからない。」と供述しているところ、A 事業所に昭和 47 年 4 月 1 日に新卒で臨時的任用として採用された 11 人については、厚生年金保険の加入記録は見当たらない。

また、D 県及び A 事業所は賃金台帳等を保管しておらず、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

さらに、昭和 47 年 4 月 1 日に A 事業所に採用された申立人の同僚は、「私も臨時的任用として採用されたが、厚生年金保険の加入記録が無い。」と供述している。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険加入記録は確認できず、ほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 437 (事案 238 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月27日から20年8月21日まで

徴用当時の厚生年金が受給できるとの話を聞き、平成4年7月に社会保険事務所へ妻が代行して申請したが、脱退手当金支給済の通知を受け、受け取ってもいない脱退手当金がどのようにして支給されたのかその真実を知りたく今日に至っている。

徴用当時、A事業所勤務中、足の病に罹り、靴までも抜ける状態となりBの療養所に入院し、昭和20年間近、帰宅療養を言い渡され、帰郷後は漁業をしていた長兄の扶養を受けていた。

脱退手当金支給日の昭和21年8月19日ごろは長兄の手漕ぎ漁船(小舟)で魚釣りを習っていた。退職後は会社とも関わりがなく、脱退手当金を請求していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の給付記録欄に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」と記載されていること、厚生年金保険被保険者名簿にも脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示があること、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求の可能性が高いものと考えられることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を請求していないと主張し再申立てしているが、申立人と同じ時期に退職した同僚で、社会保険庁のオンラインシステム

に支給記録のある6人全員に厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に脱表示があること、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」の表示がある上、資格期間、支給金額、支給開始年月日、短期脱退手当金の根拠条文（49条の3）が記載されており、脱退手当金が支給されたことがうかがえることを踏まえると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。